

## 監査公表第 622 号

定期監査（工事）の結果を受けて京都市長が講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 21 年 12 月 11 日

京都市監査委員	内 海 貴 夫
同	日 置 文 章
同	不 室 嘉 和
同	出 口 康 雄

平成 20 年度定期監査（工事）（平成 21 年 5 月 14 日監査公表第 608 号）

（都市計画局－1）

指 摘 事 項
(1) 土木工事の存置仮設物等の取扱いに関する不適切な事務の執行について 納所排水機場の新設工事において、当初計画では土木工事を前期土木工事である「排水機場新設工事ただし、土木工事」（以下「前期工事」という。）と後期土木工事である「承水路取付工事」（以下「後期工事」という。）の二期に分割して連続的に施工することとしていた。また、排水機場上屋の建築工事は、前期工事の途中から併行して施工することとしていた。 しかし、前期工事の掘削中に、大量の湧水によって、そのことが一因と考えられる地盤沈下が生じ、周辺家屋に被害が発生した。そのため、地盤沈下の原因が明確となり防止対策が実施されるまでは後期工事の施工ができなくなった。 このような状況から、前期工事と後期工事が不連続となり、土木工事が行われない期間（以下「空白期間」という。）が生じ、後期工事に引継ぐ予定であった前期工事の存置仮設物（鋼矢板、土留支保工材、仮囲い、敷鉄板）に係る空白期間の賃料は、前期工事に引き続き工事を行っている建築工事に引継がれることになった。 以上の経過において、以下のようないかだな事務の執行が見受けられた。 a 土木工事担当課は、空白期間の存置仮設物の賃料等の扱いについて、「土木工事標準積算基準書（参考資料）京都市建設局」（以下「基準書」という。）の「存置した仮設物の積算及び契約上の扱い」に基づき、前期工事の施工業者と随意契約するべきであったが、建築工事担当課に引継ぎを行っていた。

b 土木工事担当課が依頼した存置仮設物の数量と建築工事担当課がリース会社に提出を求めた見積書の存置仮設物の数量の一部が相違していたが、両担当課における数量確認がなく、リース会社の数量を正しいものとして積算を行っていた。

また、存置仮設物の安全管理についても、双方で確認したとしているが、点検記録が作成されていなかった。

c 建築担当課は、存置仮設物の賃料積算において、建築工事標準単価表、京都市土木積算システム設計単価、建設物価及び積算資料の単価（以下「公的な単価」という。）を適用せず、リース会社の見積書をそのまま採用していた。また、通常例1日当たり賃料は供用期間が長くなれば下がるものであるが、存置仮設物の賃料積算においてその期間が考慮されていなかった。

空白期間の存置仮設物の取扱いについて、賃料や安全管理については基準書に基づき事務の執行を行うべきである。止むをえずこれによらない引継ぎを行う場合にも、引継ぎ内容を十分精査し、引継ぎ内容に疑義があれば双方において確認するなど、緊密に連携して業務を遂行することが必要である。また、賃料積算においては、公的な単価がある場合はその単価を適用することが基本である。

適切な事務処理や引継ぎを行うとともに、適正な積算に努められたい。

(伏見西部第五地区排水機場新設工事ただし、土木工事及び京都市伏見西部第五地区納所排水機場（仮称）新築工事ただし、建築主体工事)

講じた措置
土木工事の存置仮設物等の取扱いについては、都市計画局の工事等に関する基準作成などを担当している都市総務課から平成21年8月7日付け「他課の所管する工事と共同で工事を行う場合における取扱いについて（通知）」により、都市総務課長名で工事担当所属課に通知した。
工事の設計、施工を担当している公共建築部においては、上記通知に基づき、平成21年8月10日に責任分担の明確化、責任範囲及び連絡体制、数量及び位置並びに安全性の相互確認、適切な金額での積算、協議及び確認事項の文書化等について関係職員に研修を行った。

指 摘 事 項
<p>(2) 工事施工写真による記録について</p> <p>建築工事標準仕様書において、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合、工事写真により記録することになっているが、以下のようないくつかの不適切な事例があった。</p> <p>a 鉄筋工事の施工の完了が確認できない工事写真が添付されていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 壁配筋開口部端部処理要領どおりになっているかが確認できない写真</li> <li>(b) 梁配筋において、梁の主筋が他の鉄筋と結束されていない写真</li> <li>(c) 工事監理受託者からの報告書等において、鉄筋配筋工事中の状況で、各工種（衛生・空調）の検査写真が添付されていたが、補強筋（注1）等が施工されたかが確認できない写真</li> </ul> <p>b 鉄筋工事の施工が設計図書どおりにできているかが確認できない写真があつたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 総合訓練棟壁配筋の写真に写されている黒板には千鳥配筋（注2）と明記されているが、千鳥配筋が確認できない写真</li> <li>(b) 開口部補強のは正写真において、フックを付けることが定められているが、横鉄筋端部にフックが確認できない写真</li> </ul> <p>監督職員は、請負者及び工事監理受託者に対して、建築工事標準仕様書に基づいた適切な工事写真の記録を行うよう指導し、適切な事務処理と施工管理に努められたい。</p> <p>注1) 補強筋： 鉄筋コンクリート造において、開口部分の周囲のひび割れを防止するために配筋される、曲げ補強鉄筋やせん断補強鉄筋のこと。</p> <p>注2) 千鳥配筋： ダブル配筋の壁において、鉄筋を一直線ではなく、縦筋や横筋を挟んで互い違いにジグザグに配筋すること</p> <p>(京都市消防活動総合センター第2次整備工事ただし、建築主体その他工事ほか)</p>

講 じ た 措 置
<p>「工事施工写真による記録」については、平成 21 年 6 月 8 日に工務監理課長が課内研修を実施した。</p> <p><b>【研修内容】</b></p> <p>工事の記録写真については、「工事写真の撮り方」（社団法人公共建築協会発行）に基づき行うよう、請負者及び工事監理受託者に対して指導し、適切な施工監理を行うよう研修を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>(1) 土木工事の存置仮設物等の取扱いに関する不適切な事務の執行について</p> <p>納所排水機場の新設工事において、当初計画では土木工事を前期土木工事である「排水機場新設工事ただし、土木工事」（以下「前期工事」という。）と後期土木工事である「承水路取付工事」（以下「後期工事」という。）の二期に分割して連続的に施工することとしていた。また、排水機場上屋の建築工事は、前期工事の途中から併行して施工することとしていた。</p> <p>しかし、前期工事の掘削中に、大量の湧水によって、そのことが一因と考えられる地盤沈下が生じ、周辺家屋に被害が発生した。そのため、地盤沈下の原因が明確となり防止対策が実施されるまでは後期工事の施工ができなくなった。</p> <p>このような状況から、前期工事と後期工事とが不連続となり、土木工事が行われない期間（以下「空白期間」という。）が生じ、後期工事に引継ぐ予定であった前期工事の存置仮設物（鋼矢板、土留支保工材、仮囲い、敷鉄板）に係る空白期間の賃料は、前期工事に引き続き工事を行っている建築工事に引継がれることになった。</p> <p>以上の経過において、以下のようないか不当な事務の執行が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 土木工事担当課は、空白期間の存置仮設物の賃料等の扱いについて、「土木工事標準積算基準書（参考資料）京都市建設局」（以下「基準書」という。）の「存置した仮設物の積算及び契約上の扱い」に基づき、前期工事の施工業者と随意契約するべきであったが、建築工事担当課に引継ぎを行っていた。</li> <li>b 土木工事担当課が依頼した存置仮設物の数量と建築工事担当課がリース会社に提出を求めた見積書の存置仮設物の数量の一部が相違していたが、両担当課における数量確認がなく、リース会社の数量を正しいものとして積算を行っていた。</li> <li>c 建築担当課は、存置仮設物の賃料積算において、建築工事標準単価表、京都市土木積算システム設計単価、建設物価及び積算資料の単価（以下「公的な単価」という。）を適用せず、リース会社の見積書をそのまま採用していた。また、通常1日当たり賃料は供用期間が長くなれば下がるものであるが、存置仮設物の賃料積算においてその期間が考慮されていなかった。</li> </ul>

空白期間の存置仮設物の取扱いについて、賃料や安全管理については基準書に基づき事務の執行を行うべきである。止むをえずこれによらない引継ぎを行う場合にも、引継ぎ内容を十分精査し、引継ぎ内容に疑義があれば双方において確認するなど、緊密に連携して業務を遂行することが必要である。また、賃料積算においては、公的な単価がある場合はその単価を適用することが基本である。

適切な事務処理や引継ぎを行うとともに、適正な積算に努められたい。

(伏見西部第五地区排水機場新設工事ただし、土木工事及び京都市伏見西部第五地区納所排水機場（仮称）新築工事ただし、建築主体工事)

講じた措置
<p>存置仮設物の取扱いについては、平成21年8月10日付け「存置仮設物の取扱いについて（南部区画整理事務所長名通知）」により、「土木工事標準積算基準書（参考資料）」に基づいた適切な事務処理を行うよう所内の関係職員に周知した。</p> <p>また、存置仮設物を他工事に引継ぐ場合に当たっては、建設局の技術を統括している監理検査課から、平成21年8月10日付け「存置仮設物を他工事へ引継ぐ場合の取扱いについて（通知）」により、積算内容を確認し、安全確認に関する点検記録や、日常及び非常時の管理に関する役割分担を明確にした文書等をもって引継ぎを行うよう関係所属に通知した。</p>

指 摘 事 項
<p>(2) 施工体制台帳の取扱いについて</p> <p>施工体制台帳について、請負者は国土交通省令（以下「省令」という。）に基づき施工体制台帳を作成し、監督職員に提出しなければならないが、以下のような不適切な事例があった。</p> <p>ア 下請契約の請負代金（以下「下請代金」という。）の額を明記するとともに、下請負との請負契約書等の写しにより確認することとされているが、土木工事においてその写しが未提出で下請代金が書面で確認できなかった事例及び建築工事において提出された「工事再下請負契約書」の下請代金が黒塗されていた事例</p> <p>イ 土木工事において工事担当技術者表が提出されていなかった事例</p> <p>ウ 土木工事において監理技術者が途中変更されていたが工事担当技術者表が変更されていなかった事例</p> <p>監督職員は、省令に基づく適正な施工体制台帳を作成するよう請負者を指導し、内容の適切な確認を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(伏見西部第五地区排水機場新設工事ただし、土木工事ほか)</p>

講 じ た 措 置
<p>施工体制台帳の取扱いについては、都市整備部内の庶務を所管している市街地整備課から、平成21年8月10日付け「施工体制台帳の取扱い（通知）」により、平成13年5月31日付け「施工体制台帳の作成等についての改正について（通知）」に基づき、施工体制台帳及び添付書類の作成等について請負者に対して適切に指導するとともに、施工体制台帳等の受領に当たっては、その内容について適切な確認を行うよう関係所属に通知した。</p>

平成 20 年度定期監査（工事）（平成 20 年 11 月 17 日監査公表第 595 号）

（上下水道局－1）

指 摘 事 項
<p>(6) 検査の実施体制について</p> <p>工事の完成検査等の検査について、原則として検査員は工事担当課以外の職員が検査員であることが、工事の品質や安全性の確保及び公平性の観点から望ましいとされている。また、工事担当課以外の職員を検査員として指名するにあたり、検査員について要綱等により規定することが透明性の確保において重要となっていいる。</p> <p>しかし、上下水道局においては、検査員について、水道部では、工事担当課以外の課の技術職員を指名している事例も見受けられたが、総務部及び下水道部では、工事担当課・事業所の監督員以外の職員が指名されているなど、検査員となるべき職員の指名について適切とは言いかねる運用が行われていた。</p> <p>検査要綱等により検査員となるべき職員について明確に規定すると共に、その資質の一層の向上に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(工事共通)</p>

講 じ た 措 置
<p>検査の実施体制については、上下水道の技術的諸課題を調整し、技術力の向上を図るため、平成 21 年 4 月 1 日付で技術管理課を新設した。また、同日付で請負工事検査要綱を改正するとともに、10 月 1 日付で「請負工事検査要綱の運用について」を定め、検査員となるべき職員については、原則として同課の技術職員を指名して対応するよう明確に規定し、検査を実施している。</p>

（監査事務局第一課）